

さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン 平成30年度進行管理調書【抜粋】

平成30年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上89%以下 C:達成率69%以下
令和元年度以降の方向性 ア:廃止 イ:縮小 ウ:継続 エ:拡大 オ:終了

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所 管
5	保幼小連携推進事業	さいたま市幼児教育推進のための有識者会議の専門部会として、市内の幼稚園・保育所等と小学校の関係職員による保幼小連携推進実務担当者会を設置し、有識者会議から示された事柄等について、現状や課題、具体的な解決策等を明らかにし、幼稚園・保育所等と小学校との連携を一層推進します。	事業の実施	—	—	—	—	—	実施	A	—	—	平成30年度は、保幼小連携推進実務担当者会で調査研究を行い、幼児教育を行う施設と小学校の生活の様子を対比させながらまとめたパンフレット「育ちと学びの「縦」・「横」のつながり」を作成し、予定通り配布できたことからA評価としました。 この事例集については、カラーで10,000部作成し、幼稚園・保育所・市認定保育施設等の保育者へ1人1冊配付するとともに、各小学校へも10部ずつ配付しました。	平成25年度から各種冊子を作成・配付してきた取組を総括するため、各園における冊子の活用状況などを調査し、各園が活用しやすい資料作成に生かします。	平成30年度まで取り組んできたものをまとめた保幼小連携推進資料をもとに、「保幼小連携カリキュラム」の作成準備を行います。 具体的には、保幼小等に12月までにアンケートを実施するなどして、次年度に策定できるよう準備を整えます。	ウ	幼児政策課
6	公開保育研究推進事業	幼稚園や保育所等で公開保育研修会を開催し、互いの保育を参観し合い、幼稚園・保育所等と小学校の交流を深めることにより、相互理解と資質の向上を図ります。	交流者合計人数	人	—	—	—	—	279	A	—	—	10区13園での公開保育研修会を実施し、279人の保育者が参加したことからA評価としました。 小学校にも案内を配付して参加を呼び掛け、10園への公開保育には小学校の校長・教頭・教諭が参加し、保幼小連携の観点からも有意義な研修会となりました。小学校と幼稚園・保育所等の保育者の相互理解が深まり、お互いが顔の見える関係づくりの一助となりました。また、この研修会を通して、小学校と幼稚園・保育所等のつながりができ、児童と園児の交流会に発展した例もありました。 今後も幼稚園・保育所等と小学校の積極的な交流により、円滑な接続につながるよう研修の機会を充実させます。	公立保育所や私立保育所、小学校の参加者に比べ、幼稚園からの参加者が少ない傾向が見られます。幼稚園等への周知方法を見直し、参加者の増加につなげていきます。 公開保育研修会での協議内容においては、園内研修等のテーマとともに、育成支援(小学校以降は特別支援)の側面からも研修を深めていくことが、小学校への円滑な接続につながります。指導者の指導助言等而言及していただくなどして保育者等の資質の向上を図ります。	令和元年度は、13園が公開保育研修会実施園として行います。(公立保育園9園、私立保育園2園、私立幼稚園1園、児童発達センター1園) 児童発達支援センターでの育成支援の仕方をメインにした公開保育や校区園長会との共催による参加機会の確保に努め、相互理解の促進を図っていきます。	ウ	幼児政策課
7	保育者小学校等体験研修事業	幼稚園・保育所等の保育者が、小学校や特別支援学校の授業を参観・体験し、小学校等の教員との交流を深めることにより、相互理解と資質向上を図ります。	交流者合計人数	人	—	—	—	—	292	A	—	—	保育者小学校等体験研修を実施し、延べ292人の保育者が参加したことからA評価としました。 平成30年度は、平成29年度の課題であった小規模・ナースリーからの参加者が増えたので、事業の周知が図られたと考えます。(参加園140園(昨年度比30園増)、参加者延べ292名(昨年度比延べ48名増)) 参加者からも「小学校教諭との顔の見える関係づくりができ、今後の園児と児童の交流へと発展が期待できた」、「文章を理解することの大切さを感じ、園に戻ったら絵本やお話に触れる機会を設けようと思った」などの感想をいただくことができました。	特別支援学級での実習希望が多く見られたため、受入れ学校の状況を丁寧に聞き取りしながら受入れ学級の幅が広がるよう協力依頼に努めていきます。 また、保育士等との情報交換を放課後に実施するなど時間確保に努めた小学校も多く、研修体制・協力体制が浸透してきています。校長会・教頭会等の機会を研修のあり方を具体例をもって説明してきます。	引き続き、参加園や参加者の増加を働きかけます。 また、特別支援学級を希望した場合の対応については、受入れ校へ丁寧な説明等を行い、実施できるよう努めていきます。	ウ	幼児政策課

さいたま子ども・青少年のびのび希望(ゆめ)プラン 平成30年度進行管理調書【抜粋】

平成30年度評価基準 A:達成率90%以上 B:達成率70%以上89%以下 C:達成率69%以下
令和元年度以降の方向性 ア:廃止 イ:縮小 ウ:継続 エ:拡大 オ:終了

事業番号	事業名	事業概要及び目標	指標	単位	区分	H30量の 見込み	H30確保 方策(目 標)	H30量の 実績値	H30 達成値	H30評価	R1量の 見込み	R1確保 方策(目 標)	H30年度事業実施内容・成果 及び評価	課題及び解決策	R1年度の事業展開	R1年度 以降の 方向性	所 管
49	里親制度	里親になるための、里親公開講座等を継続的に企画・実施し、里親の登録数を増やし、里親委託を推進します。また、里親基礎研修・更新研修等を実施し里親の資質の向上を図るとともに、里親応援の集いの開催や里親委託推進員の配置等により里親の支援を図ります。	里親への委託率	%	—	—	—	—	40	A	—	—	「里親公開講座」の開催、集客施設等での普及啓発イベント「里親応援の集い」の開催、里親月間における里親制度PR/One Loveキャンペーンの実施により、里親制度が幅広く周知され、里親登録数が増加しました。 また、里親サロン、里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携等により、里親支援の充実を行いました。 その結果、目標値である里親への委託率34.5%を上回る40.0%を達成できたため、A評価としました。	平成28年児童福祉法改正により、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養育施設などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されました。この改正法の理念を具体化した「新しい社会的養育ビジョン」により、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満については概ね5年以内、それ以外の就学前の子どもについては概ね7年以内に里親委託率75%以上を実現し、学童期以降は概ね10年以内を目標に里親委託率50%以上を実現することが提言されました。 児童虐待が増加する中、保護を要する児童に対しては、社会的養護体制において、より家庭的な環境で愛着関係の形成を図ることができる里親への委託を推進することが重要となるため、里親登録数の増加が求められます。 また、里親等の制度に対する社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援が不十分であることなどにより、里親等への委託が十分に活用されているとは言い難い状況にあるため、里親に対する支援体制を充実させることが必要です。	「里親公開講座」の開催、集客施設等での普及啓発イベントの開催及び里親月間における里親制度PR等の里親制度の周知方法を見直し、より効果的な普及啓発活動を行うことで里親登録数の増加を図ります。 また、里親サロン、里親派遣支援、里子支援ボランティア、里親支援専門相談員との連携に加え、新たな関係機関との連携を図り里親支援を強化するなど、里子との関係不調を起こさない体制を構築していきます。	ウ	児童相談所
87	教育相談室・適応指導教室	市内6か所の教育相談室・適応指導教室において、児童生徒の学校生活に関わる様々な相談や、幼児のこぼれや発言などに関する相談に応じます。また、学校に行く気持ちがありながら、様々な理由で登校することが困難な児童生徒に対して、学校復帰や社会的自立を目指した支援・指導を行います。	適応指導教室に通う児童生徒数	人	—	—	—	—	119	A	—	—	平成30年度は、スクールソーシャルワーカーを増員し、31名体制としました。小学校に14名、市内6か所の教育相談室に17名を配置し、教育相談体制の充実を図りました。スクールソーシャルワーカーが学校配置になったこと、教育相談室と学校との連携が強化されたことから、適応指導教室への入室人数が平成30年度の目標としていた95人を上回る結果となりました。	適応指導教室への入室につなぐことができなかった児童生徒への支援が課題であり、児童生徒に直接支援を行う専門家の増員や、関係機関との連携を強化し、不登校児童生徒に対する支援の充実を図ります。また、適応指導教室に通っている児童生徒の課題は基礎学力の定着であり、タブレット端末の導入や、授業型の学習支援により児童生徒の学ぶ意欲を高めています。	令和元年度においては、更なる教育相談体制の充実を図るために、スクールソーシャルワーカーを11名増員したり、フリースクール等連絡協議会を開催したりすることで、関係機関との更なる連携の強化を図ります。また、適応指導教室においては、全ての教育相談室にタブレット端末を導入し、学習活動に活用していきます。さらに指導主事による授業型の学習支援を計画的に実施していきます。	エ	総合教育相談室
139	スクールソーシャルワーカー活用事業・スクールカウンセラー等活用事業	全ての市立小・中・高等・特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置又は派遣します。	学校だけでは対応が難しいケースを関係機関等と連携して支援した延べ件数(年間)	件	—	—	—	—	2,086	A	—	—	スクールソーシャルワーカーの配置開始から3年目となる平成30年度は、11名を増員し、31名体制となりました。14名を学校に、17名を市内6か所にある教育相談室に配置することで教育相談体制の充実を図りました。人員の増員に加え、各学校においてスクールソーシャルワーカーが「チーム学校」の一員となり、積極的に家庭訪問を行ったり、関係機関との連携を行ったりした結果、平成30年度の目標としていた1960件を上回る結果となりました。	複雑化・深刻化する児童生徒の抱える問題に対して、早期に発見し、早期に対応すること、適切に対応すること、関係機関につなげていくことが、課題となっています。そのため、スクールソーシャルワーカーの支援能力向上が必要となります。児童生徒の抱える問題に適切に対応できるように、スクールソーシャルワーカーを対象とした研修会を行います。	令和元年度は、スクールソーシャルワーカーを11名増員し、児童生徒の抱える問題に対して、早期発見、早期対応ができる体制を強化します。また、スクールソーシャルワーカーの支援能力向上のため、支援方法、関係機関との連携方法等について研修を行います。	エ	総合教育相談室